

鳥取県指令第200900102326号

鳥取市富安二丁目159番地
特定非営利活動法人市民の生活権利擁護センターうさぎの耳
代表者 西山 靖代

平成21年7月15日付けで申請のあった特定非営利活動法人市民の生活権利擁護センターうさぎの耳の定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により認証する。

平成21年9月25日

鳥取県東部総合事務所長 瀧山 親則



記

- 1 定款変更の内容
総会
- 2 変更する条項
第29条を変更する。
(定款変更認証申請書に添付された変更後の定款のとおり)

(担当) 東部総合事務所県民局県民課 稲田
電話 0857-20-3656